

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利用者 (甲)	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容に同意しました。 私は、この契約書の定めるところに従い、居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。			
	住 所			
	氏 名			
	電話番号		F A X	
	署名代筆者住所			
	署名代筆者氏名	利用者との関係 ()		
人成・年 保後見 人(人 ・後補 見助)	私は、下記の理由により、上記署名を甲に代わって行ないました。 理由 () 私は、利用者本人の契約意思を確認しました。			
	住 所			
	氏 名			
	電話番号		F A X	
利用者 (甲) 家族	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容に同意しました。 私は、この契約書の定めるところに従い、居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。			
	住 所			
	氏 名			
	電話番号		F A X	
事業者 (乙)	当事業者は、指定居宅介護支援事業所として甲の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行ないます。			
	所 在 地	〒444-2135 岡崎市大門2-7-9		
	名 称	高齢者生協かけはし		
	指定番号	2372501952	指定日	平成17年2月15日
	法人名	愛知県高齢者生活協同組合		
	代表者名	理 事 長 長 谷 川 勝 彦		
	電話番号	0564-87-4748	F A X	0564-87-4753

◆居宅介護支援サービス利用契約書◆

ご利用者

を甲とし、

事業者

高齢者生協かけはし

を乙とし、

下記のとおり居宅介護支援サービス利用契約を締結します。

第 1 条 （居宅介護支援サービスの目的）

この契約は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲が居宅サービスを適切に利用できるように、乙が甲の委託を受けて、甲の心身の状況、おかれている環境や甲及び甲の家族の希望を考えて、居宅サービスの提供が確保されるように居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他便宜の提供を行う居宅介護支援について定めます。

第 2 条 （事業者及び運営規定の概要）

- 1 乙は、岡崎市長の指定を受けた居宅介護支援事業者です。
- 2 乙の運営規定の概要（事業の目的・職員体制・介護支援の方法等）は別紙重要事項説明書のとおりです。

第 3 条 （介護支援専門員）

- 1 乙は、その事業所に属する介護支援専門員（以下、「丙」という）に甲の居宅介護支援サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 乙は丙に、身分証明書を常に携帯させ、甲又は甲の家族から求められた場合には、これを提示しなければなりません。

第 4 条 （契約期間と更新）

- 1 この利用契約の有効期間は、契約締結の日から、甲の要介護（支援）認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに甲から書面による解約の申し出がない場合、この契約は、更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日まで同一の内容で更新されたものとみなし、以降同様とします。

第 5 条 （居宅介護支援の内容）

乙は甲に対し、次の各号の居宅介護支援を提供します。

- ① 乙は、甲の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分変更認定、要支援認定・要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下単に「要介護認定等」という。）にかかる申請等について、甲の意思を確認した上で、

必要な援助を行います。

- ② 乙は、甲の心身の状況、置かれている環境、甲及び甲の家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成します。
- ③ 乙は、前項の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜提供を行います。
- ④ 乙は、居宅サービス計画作成後においても、甲及び甲の家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理票の提供を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他便宜の提供を行います。

第 6 条 （要介護認定等にかかる申請の援助）

- 1 乙は、甲の意思をふまえ、甲の要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
- 2 乙は、甲が要介護認定等を受けていない場合、甲の意思をふまえて速やかに要介護認定等にかかる申請ができるよう必要な援助を行います。
- 3 乙は、甲が要介護認定等の更新の申請が、契約時における甲の要介護認定等有効期間満了日の1ヶ月前に行えるよう必要な援助を実施します。
- 4 前各項の申請について、甲が希望する場合、乙は当該申請を代行することができます。ただし、乙が代行申請する場合、代行にかかる交通費の支払いを甲に請求することができます。

第 7 条 （居宅サービス計画の原案の作成方法）

乙は、担当者である丙に、次の各号に定める事項を遵守させた上で、居宅サービス計画の原案の作成業務を行わせます。

- ① 丙は、居宅サービス計画の原案作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲又は甲の家族に提供し、甲にサービスの選択を求めます。
- ② 丙は、甲及び甲の家族に訪問等により面接を行い、甲に対する介護支援を行う上で解決

すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ③ 丙は、前項の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、甲に対して説明し、文書による甲の同意を得なければなりません。

第 8 条 （居宅サービス計画原案作成上の義務）

- 1 乙は、前条の居宅サービス計画原案の作成にあたっては、担当者である丙に次の各号の義務を履行させます。
- ① 丙は、居宅サービス計画原案の作成にあたり、第 7 条第 2 項記載の課題把握を行う時は、甲及び甲の家族に面接した上で、甲について解決すべき課題を把握するようにしなければなりません。
- ② 丙は、サービス担当学会（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。）の開催、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の内容については、担当者からの専門的な見地による意見を聴取しなければなりません。
- ③ 丙は、甲が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合は、甲の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治医」という）の意見を求めなければならない。
- ④ 丙は、居宅介護サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスにかかる主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅介護サービス等を位置づける場合には、当該指定居宅介護サービス等にかかる主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行います。
- 2 甲は、丙が前項各号に規定する義務を履行するにあたり、可能な限り丙に協力します。

第 9 条 （居宅サービス計画の作成）

乙は、担当者である丙に、前二条に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成します。

第 10 条 （サービス実施状況の管理、苦情処理等）

- 1 乙は、担当者である丙に、居宅サービス計画作成後も、計画の実施状況の把握に努めさせ、必要に応じて計画の変更、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、甲からの苦情申出に対する苦情処理等の便宜の提供を行います。
- なお、苦情申立の制度については、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 乙は、居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、国民健康保険団体連合会に送付します。
- 3 乙は、甲がその居宅における日常生活が困難となったと認める場合、又は、甲が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合は、介護保健施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- 4 甲は、入院することになった場合には、本人または甲の家族より入院先の医療機関に対して、担当のケアマネジャーの事業所と氏名を伝えることとします。

第 11 条 （善意管理注意義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

第 12 条 （中立義務）

乙は甲より委託された業務を行うにあたっては、甲に提供される居宅サービス事業者等に関するサービスの内容や利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく適正に提供し、甲にサービスの選択を求めます。又、乙は、計画等に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができること、及び、当該事業所を計画書等に位置付けた理由を求めることができることを甲に説明します。

第 13 条 （告知・説明義務）

乙は、甲より委託された業務を実施するにあたり、甲又は甲の家族に対して、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明します。

第 14 条 （秘密保持）

- 1 乙、丙、その他の乙の従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

- 3 甲は、乙がサービス担当者会議等において、甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第15条 （報 酬）

- 1 乙が提供する居宅介護支援に対する報酬は、乙が介護保険法に基づいた保険給付を受けるため、甲は支払いの必要はありません。
- 2 乙は、甲の選択により通常事業の実施地域以外の居宅等を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求します。
- 3 乙は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲及び甲の家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲及び甲の家族の同意を得るようにします。

第16条 （解除権）

- 1 甲は何時でも、本契約を解除することができます。ただし、契約解除により乙に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。
- 2 乙は、甲・乙間の信頼関係を損壊する特段の事由がない限り、本契約を解除することができません。
- 3 甲が要支援または事業対象者になった場合は、本契約は自動的に終了となります。

第17条 （情報の保存・開示義務）

- 1 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等を保存します。
- 2 前条第1項の規定により甲が本契約を解除した場合で、乙に対し他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、または、前条第2項の規定により乙が本契約を解除した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第18条 （損害賠償）

乙が、介護支援事業の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は介護保険法及びその他の関係法令に違反し、甲の居宅介護サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償する義務を負います。

乙は、万が一の事故発生に備えてあいおいニッ

セイ同和損外保険株式会社の介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

第19条 （合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、法人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第20条 （協議事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法その他法令の定めるところにより、甲、乙互いに信義に従い誠実に協議して決定します。